平成１８年（排）第１４号

排　除　命　令　書

大阪市中央区玉造二丁目６番７号
三光食品工業株式会社
同代表者　代表取締役　藤　井　　昇

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　三光食品工業株式会社は，同社の取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「あわび椎茸」と称する水産加工食品の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１５年８月ころから平成１８年２月ころまでの間に行った，当該水産加工食品の原材料の貝としてロコ貝及び帆立貝を用いているにもかかわらず，あたかも，あわびを用いているかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該水産加工食品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　三光食品工業株式会社は，今後，「あわび椎茸」と称する水産加工食品又はこれと同種の水産加工食品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　三光食品工業株式会社は，今後，「あわび椎茸」と称する水産加工食品又はこれと同種の水産加工食品の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該水産加工食品の内容について，一般消費者に対し，

実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　三光食品工業株式会社は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて行った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　三光食品工業株式会社（以下「三光食品工業」という。）は，肩書地に本店を置き，食品の加工販売業を営む事業者である。

2 (1)　三光食品工業は，「あわび椎茸」と称する水産加工食品（以下「あわび椎茸」という。）の仕様及びその外装箱の表示内容を決定し，あわび椎茸を取引先販売業者を通じて観光土産品店等で一般消費者に販売していた。

(2)ア　あわびは，腹足綱原始腹足目ミミガイ科に属する藻食性の巻貝であり，また，ロコ貝は，腹足綱新腹足目アクキガイ科に属する肉食性の巻貝である。

イ　あわびは，ロコ貝に比べ，一般消費者における知名度が高く，一般に，高級なものとして認知されている。流通段階における取引価格は，あわびの方がロコ貝よりも高い状況にある。

3　三光食品工業は，平成１５年８月ころから平成１８年２月ころまでの間，あわび椎茸の外装箱の表面（別添写し）に殻付きのあわびの写真を掲載するとともに，「高級珍味」と記載の上，「あわび」と表示することにより，あたかも，あわび椎茸の原材料の貝として，あわびを用いているかのように表示していたが，実際にはロコ貝及び帆立貝を用いており，あわびを全く用いていないものであった。

4　三光食品工業は，当委員会が調査を開始したところ，平成１７年１１月１０日以降，前記３記載の表示のあわび椎茸の出荷を取りやめるとともに，流通している当該商品を平成１８年２月１４日までに回収している。

法 令 の 適 用

上記事実によれば，三光食品工業は，あわび椎茸の内容について，不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成１５年法律第４５号）附則第１条ただし書に規定する施行の日前に係る表示にあっては，実際のものよりも著しく優良

であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり，かかる行為は，同施行の日前に係る表示についてなお従前の例によることとする同法附則第２条の規定により，改正前の景品表示法第４条第１号の規定に，また，同施行の日以後に係る表示にあっては，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，同施行の日以後に係る表示について改正後の規定を適用することとする同法附則第２条の規定により，景品表示法第４条第１項第１号の規定に，それぞれ違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年３月２９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

別添写し


高級珍味
銘産煮貝
あわび
海の幸を山の知恵で類い希なる
滋味を古来より育んでまいりました。
独自の製法で再現した
豊潤な味わいの煮貝を是非ご賞味下さい。
椎茸入り